

財団法人 日本鯨類研究所 寄附行為

第1章 総 則

(名称)

第1条 本研究所は、財団法人 日本鯨類研究所（英文名は、「Institute of Cetacean Research」とする。以下「本研究所」という。）という。

(事務所)

第2条 本研究所は、事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本研究所は、鯨類その他の海産哺乳類に関する試験研究及び調査並びに鯨類その他の海産哺乳類に係る国際情勢に関する調査等を行うことによりもって水産資源の適切な管理と利用に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鯨類その他の海産哺乳類に関する試験研究及び調査
- (2) 鯨類その他の海産哺乳類に関する資料の収集及び提供
- (3) 鯨類その他の海産哺乳類に係る国際情勢に関する調査及び情報収集並びに提供
- (4) その他、本研究所の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本研究所の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時における財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生じる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本研究所の資産は、基本財産、普通財産、特別基金財産とする。

(基本財産)

第7条 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

2 基本財産は、理事会の定めるところにより、理事長がこれを管理する。

(普通財産)

第8条 普通財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産から生ずる収入及び特別基金財産から生ずる収入のうち第9条の業務方法書において定めたもの
- (2) 寄附金(第7条第1項第2号及び第9条第1項第1号に掲げるものを除く。)
- (3) 本研究所の資産であって、基本財産及び特別基金財産以外のもの

2 普通財産は、理事会の定めるところにより、理事長がこれを管理する。

(特別基金財産)

第9条 特別基金財産は、第4条第1号の調査のうち、国際条約に関連して理事長が理事会の承認を得て、特に必要があると認めて実施する調査(以下「特別調査」という。)に充当するための財産で、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 特別基金財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会で特別基金財産に繰り入れることを議決した財産
- (3) 前2号の財産から生ずる収入

2 特別調査の実施並びに特別基金財産の運用及び処分については、業務方法書において別に定める。

3 業務方法書の制定及び変更に当たっては、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(基本財産の処分)

第10条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本研究所の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けてその一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 本研究所の経費は、普通財産及び特別基金財産をもって支弁する。

2 特別調査に係る経理については、特別の勘定を設けて、他の事業に係る経理と区分して経理しなければならない。

(借入金)

第12条 本研究所は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ理事会において定めた額を限度として、その事業年度内において普通財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

2 本研究所は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会において出席理事の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業年度)

第13条 本研究所の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年の9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第14条 理事長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、理事会の議決を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。

(暫定予算)

第15条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて暫定予算を編成し、収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告書及び収支計算書等)

第16条 理事長は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 財産目録

(5) 貸借対照表

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会の議決を経て、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

4 理事長は、第1項の書類及び第2項の監査報告書を事務所に備え付けておかなければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第17条 本研究所に、次の役員を置く。

(1) 理事8人以上12人以内

(2) 監事1人又は2人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちから理事長1人及び専務理事1人を互選する。

5 理事のうち、同一の親族(3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

6 理事のうち、本研究所を所管する官庁の出身者が占める割合は、理事現在数の3分の1以下とする。

7 理事のうち、同一の業界の関係者が占める割合は、理事現在数の2分の1以下とする。

(役員の職務)

第18条 理事長は、本研究所を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は、理事長を補佐し、事務局を統括して本研究所の業務を掌理し理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

4 監事は、民法第59条に規定する職務を行う。

(役員の任期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第20条 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第21条 役員は、本研究所の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、理事会及び評議員会の現在数の3分の2以上の多数による議決を経て、解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任する場合は、その理事会及び評議員会の開催の10日前までに当該役員に対してその旨書面をもって通知し、かつ、理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第22条 役員は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、理事会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問及び参与)

第23条 本研究所に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、本研究所の業務並びに運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応ずる。

第4章 理 事 会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

3 定例理事会は、毎年2回これを開催する。

4 臨時理事会は、次の場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事2名以上、又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

5 理事会の招集は、少なくともその開催の日の7日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(権能)

第26条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告並びに収支予算及び収支計算に関する事項
- (2) 基本財産に関する事項
- (3) 寄附行為の変更に関する事項
- (4) 解散及び解散に伴う残余財産の処分に関する事項
- (5) その他本研究所の業務及び運営に関する重要事項

2 前項第1号から第4号までの事項は、評議員会に付議した後これをするものとする。

(議長)

第27条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第29条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第30条 やむを得ない事由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前2条の適用については、出席したものとみなす。

2 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本研究所に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本研究所に提出しなければならない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席理事（書面表決者及び表決委任者を含む。）の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 評議員及び評議員会等

(評議員)

第32条 本研究所に、評議員 8人以上12人以内を置く。

- 2 評議員は、学識経験者の中から理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 第19条から第21条までの規定は、評議員について準用する。

(評議員会)

第33条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本研究所の運営に関し、理事長の付議する事項について審議し、又は理事長に対して意見を述べることができる。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会の議長は、その都度評議員会で互選する。
- 5 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べるができる。

(規定の準用)

第34条 第25条第5項及び第28条から第31条までの規定は、評議員会について準用する。

この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(専門委員会)

第35条 理事長は、本研究所の業務の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有する者のうち理事長が委嘱する。
- 3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第6章 事務局等

(事務局)

第36条 本研究所の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第37条 理事長は、事務所に、この寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員等及び職員の名簿及び略歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) その他必要な書類及び帳簿

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第38条 本研究所の目的に賛同するものは、本研究所の賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、理事会で別に定めるところに従い、賛助会費を納めるものとする。
- 3 賛助会員に関する規程は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第39条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第40条 本研究所は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による場合のほか、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第41条 本研究所が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、本研究所と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(細則)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、本研究所の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、本研究所の設立許可の日（昭和62年10月30日）から施行する。
- 2 本研究所の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第15条の規定にかかわらず、設立発起人会において定めるところによる。
- 3 本研究所の設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和63年9月30日までとする。
- 4 本研究所の設立当初の役員は、第17条第2項及び第4項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず設立後、最初に開催される評議員会において選任された役員が就任するまでとする。

- 5 本研究所の設立当初の評議員は、第32条第2項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第32条第3項で準用する第19条第1項の規定にかかわらず、設立後、最初に開催される理事会において選任された評議員が就任するまでとする。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（昭和63年11月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成元年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成8年11月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成11年10月20日）から施行する。